



違反対象物の公表制度

平成31年4月1日運用開始



違反対象物の公表制度とは？

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した**重大な消防法令違反**をホームページで公表する制度です。

公表の対象となる建物は？

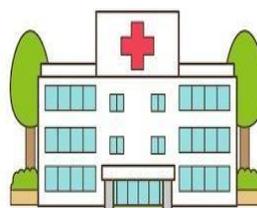
飲食店、物品販売店など**不特定多数の人が利用する建物**や病院、社会福祉施設など**一人では避難することが困難な人が利用する建物**です。（特定防火対象物）



飲食店



物品販売店



病院



社会福祉施設

公表の対象となる違反内容は？

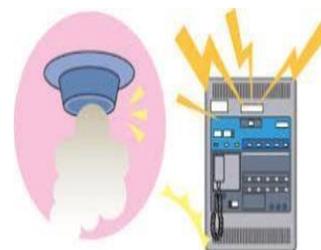
消防法令により設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の消防用設備が**設置されていない重大な消防法令違反の建物**です。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

裏面へ続く

公表する内容は？

- 1 建物名称
- 2 建物の所在地
- 3 違反の内容

公表の時期及び方法

消防職員の立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知してから14日が経過してもその違反が認められる場合に、中濃消防組合のホームページに掲載します。

公表までの流れ

立入検査の実施



公表の対象となる違反内容を確認

立入検査結果通知書の交付



関係者に対する公表の事前通告



立入検査の結果を通知した日から14日が経過してもその違反が認められる場合

公 表

中濃消防組合のホームページに掲載

防火対象物の関係者の皆様へ

次のような場合には、消防用設備等の設置義務が発生し、重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に消防署にご相談ください。

- ・増改築、隣接建物との接続を行う場合
- ・飲食店、物品販売店、旅館、病院、福祉施設などの用途が新たに入店する場合

【お問合せ先】

消防本部 予防課 TEL 0575-23-9008 美濃消防署 TEL 0575-33-0119 武芸川出張所 TEL 0575-46-2289
関 消 防 署 TEL 0575-23-9056 洞戸出張所 TEL 0581-58-8119 武儀出張所 TEL 0575-40-0119
西 分 署 TEL 0575-27-0119 板取川出張所 TEL 0581-57-2014 津保川出張所 TEL 0575-47-2173